

## 【1】 就業規則の一部改訂（案）

### I. 給与規程

#### 1. 第2条（給与の種類）

－ 本条第7号「住宅費補助」を削除し、以降の号数を繰り上げる。

#### 2. 第3条（給与の計算期間）

－ 本条第1号条文中、「出向調整手当、別居手当および住宅費補助」を「出向調整手当および別居手当」に改める。

#### 3. 第32条（時間割賃金）

－ 本条第1号および第2号条文中、「本給＋住宅費補助＋海外出張特別手当＋出向調整手当」を「本給＋海外出張特別手当＋出向調整手当」に改める。

#### 4. 第46条（住宅費補助）

－ 本条を削除する。

#### 5. 別表13（住宅費補助）

－ 別表13を削除する。

### II. 退職金規程

#### 1. 第4条（算定基礎給および基礎月収）

－ 本条第1項但書中、「本俸基準月額」を「本俸月額」に改める。

### III. 年俸制給与規程

#### 1. 第6条（本俸月額）

－ 本条条文「本俸月額は、本俸の12分の1を本俸基準月額とし、次の計算区分により毎月支払う額とする」を「本俸月額は、本俸の12分の1とする」に改め、第1号および第2号を削除する。

#### 2. 第11条（定期俸）

－ 本条第4項条文中、「退職時に返却未了の場合は、ただちに全額を返却するものとする」を「退職等により給与戻入ができない場合は、ただちに全額を返却するものとする」に改める。（セールス・リプレゼンタティブ給与規定との整合性の観点からの文言整備）

#### 3. 第11条の4（年俸制不適用時の調整）

－ 本条条文中、「本給、専門職手当または裁量勤務手当、および住宅費補助の合計が降格直前の本俸基準月額を下回らないように、給与規程第2条に定める給与を決定する」を「本給、および専門職手当または裁量勤務手当の合計が降格直前の本俸月額を下回らないように、給与規程第2条に定める給与を決定する」に改める。

### IV. セールス・リプレゼンタティブ給与規程

#### 1. 第2条（給与の種類）

－ 本条第6号「住宅費補助」を削除し、以降の号数を繰り上げる。

#### 2. 第3条（給与の計算期間）

－ 本条第1号条文中、「セールス・リプレゼンタティブ手当、別居手当および住宅費補助」を「セールス・リプレゼンタティブ手当および別居手当」に改める。

3. 第21条（時間割賃金）

- － 本条条文中、「本給＋セールス・リプレゼンタティブ手当＋住宅費補助＋出向調整手当＋B」を「本給＋セールス・リプレゼンタティブ手当＋出向調整手当＋B」に改める。

V. 短時間勤務規程

1. 第16条（給与の種類）

- － 本条第5号「住宅費補助」を削除し、以降の号数を繰り上げる。

2. 第18条（適用期間中の給与）

- － 本条第2項条文中、「勤務手当（基準内所定時間外勤務手当および基準内所定休日勤務手当を除く）、別居手当、住宅費補助、通勤費および社員紹介報奨金」を「勤務手当（基準内所定時間外勤務手当および基準内所定休日勤務手当を除く）、別居手当、通勤費および社員紹介報奨金」に改める。

VI. プロフェッショナル・コントラクト退職金規程

1. 第6条（経過措置）

- － 本条第2項条文中「本俸基準月額」を「本俸月額」に改める。

## 【2】 就業規則の一部改訂（案）の説明

就業規則の一部改訂（案）の主な内容は次のとおりです。

改訂する規程	主な改訂の内容
給与規程	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備（第2条、第3条、第32条）</li><li>・ 住宅費補助の廃止（第46条、別表13）</li></ul>
退職金規程	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備（第4条）</li></ul>
年俸制給与規程	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備（第6条、第11条の4）</li><li>・ 文言整備（第11条）</li></ul>
セールス・リプレゼンタティブ給与規程	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備（第2条、第3条、第21条）</li></ul>
短時間勤務規程	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備（第16条、第18条）</li></ul>
プロフェッショナル・コントラクト退職金規程	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備（第6条）</li></ul>

以上